

別表（第3条関係）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層 区分	定義	標準 時間	短時 間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円		
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
			ひとり親世帯等以外	0円
第3	市町村民税均等割の額のみ在世帯及び市町村民税所得割の額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等		11,700円
		ひとり親世帯等以外		12,700円
第4	市町村民税所得割の額48,600円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等		14,600円
		ひとり親世帯等以外		15,600円
第5	市町村民税所得割の額77,101円以上97,000円未満の世帯			19,500円
第6	市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯			24,000円
第7	市町村民税所得割の額169,000円以上235,000円未満の世帯			35,600円
第8	市町村民税所得割の額235,000円以上の世帯			48,800円

備考

- 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の

- 4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 支給認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する母で、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)又は生計を一にする子を有する者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者
- 4 この表の3歳未満児とは、保育を実施する日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。以下、3歳児、4歳以上児も同様とする。
- 5 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 6 1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 7 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 8 所得割額77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。
- 9 市町村民税非課税世帯におけるこの表の適用については、2人目以降無料とする。